

平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社日清製粉グループ本社
代表者 取締役社長 長谷川 浩嗣
(東証・大証 2002)
問合せ先 総務本部 広報グループ長
稲垣 泉
電話 03-5282-6651

内部統制システムの構築に関する基本方針決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針について下記のように決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間（例えば業務部門と経理部門）の内部牽制を基盤とし、あわせて下記の体制をとることとする。

- 【1】 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 日清製粉グループの「企業行動規範」及び「社員行動指針」を策定しており、日清製粉グループ本社及び各社社長並びに取締役は「企業行動規範」・「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
 - ② グループ横断的なCSR（企業の社会的責任）については「社会委員会」が、企業倫理・コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、実行に向けた施策を推進し、グループでの啓蒙活動、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。
 - ③ 社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。
 - ④ 監査役は、取締役の職務執行を監査し、又、取締役が、内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する。
 - ⑤ 監査室は各業務が会社の経営理念・経営方針に沿って運営され、かつ法令・定款及び社内規則に則り適法・適正に行われているかについて監査する。
 - ⑥ 現在の内部統制システムをより一層強化するために、社会委員会（企画部会・内部統制準備部会）の実行組織として、平成 17 年 9 月に内部統制準備室（専任組織）を設

置し、内部統制再構築を実施していく。

【2】取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。

【3】損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動に関わる案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁乃至は報告手続きを定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。
- ② 損害発生の予防及び発生時の適切な対応を確保すべく「危機管理委員会」が中心となって潜在リスクの把握と危機発生に備えた対応策を策定する。
また、損失の危険を早期に発見・対応すべく、社員等はグループ本社総務本部内「コールセンター」へ通報を行う。
- ③ 危機管理全般・重要品質事故についてはそれぞれの委員会及び規程により適切な対応を行う。
- ④ 監査役は、取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招く恐れがあると認めたとき、取締役に対し助言・勧告等必要な措置を講ずる。

【4】取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 持株会社制度のもとで、取締役は少数に止める。
- ② 取締役会への決議事項・報告事項、稟議における社長決裁事項・担当取締役決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
- ③ 当社グループでは中期経営計画を策定し、事業戦略及びその方向性を明確化する。また、各事業会社の利益計画も中期経営計画に沿って単年度ごとに策定、取締役の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討実施する。

【5】当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは日清製粉グループ本社による持株会社制度を採用しており、持株会社が常に事業子会社を株主の視点から評価・監督する。
- ② 子会社の事業活動に関わる重要案件に関しては、取締役会に付議乃至報告すべき基準を定める。
- ③ 日清製粉グループの「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を定め、周知徹底を図る。
- ④ 当社監査役及び各事業子会社監査役は定期的に「グループ監査役連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
- ⑤ 設備監査・安全監査・環境監査・PL監査等の専門監査をグループ本社・子会社を対象として行う。
- ⑥ 「内部統制準備室」はグループ本社を含め、グループ各社における内部統制再構築を実施していく。

【6】 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の業務を補助する者として監査役付を置き、監査役監査にあたって監査役付は監査役の命を受け業務を補佐し、人事異動に関しては監査役の同意を得て行う。

【7】 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は取締役会の他重要な会議（「グループ運営会議」・「危機管理委員会」・「債権管理委員会」・「社会委員会社会規範部会」等）に出席し、適宜意見を述べる。
- ② 監査役会は、必要に応じて監査役会において、会計監査人・取締役・内部監査部門等に対して報告を求める。
- ③ 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに監査役に報告する。
- ④ 本部長及び子会社・関連会社社長交代の際の引継書は監査役会に提出する。
- ⑤ 稟議は全て監査役に回付する。

【8】 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

以 上